

3-3-2 環境関係法令に係る項目

(1) 環境基本法に基づく環境基準及び類型指定状況

1) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 3-3-2-1 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。

ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、基準は適用しない。

表 3-3-2-1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	環境基準達成状況の判断	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	—	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	—	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	—	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	—	
備考) 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 6 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準は、維持され、又は早期達成に努めるものとする。			

昭和48年 5月 8日 環境庁告示第25号(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)
 昭和48年 5月16日 環境庁告示第35号(二酸化いおう)
 昭和53年 7月11日 環境庁告示第38号(二酸化窒素)
 平成 9年 2月 4日 環境庁告示第 4号(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)
 平成21年 9月 9日 環境省告示第33号(微小粒子状物質)

2) 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域とそれ以外の地域とで類型及び区分に応じた基準値を設定している。

道路に面する地域以外の地域の基準を表 3-3-2-2 に示す。

また、道路に面する地域の基準を表 3-3-2-3 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表 3-3-2-4 に示す。

札幌市ではこれらの環境基準を適用すべき地域類型の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の騒音に係る類型指定状況を図 3-3-2-1 に示す。

事業実施区域は、騒音に係る環境基準の指定地域外に位置している。

表 3-3-2-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値（デシベル）	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
A	55 以下	45 以下
B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

注) A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
 B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-3-2-3 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（デシベル）	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考) 1 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

表 3-3-2-4 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

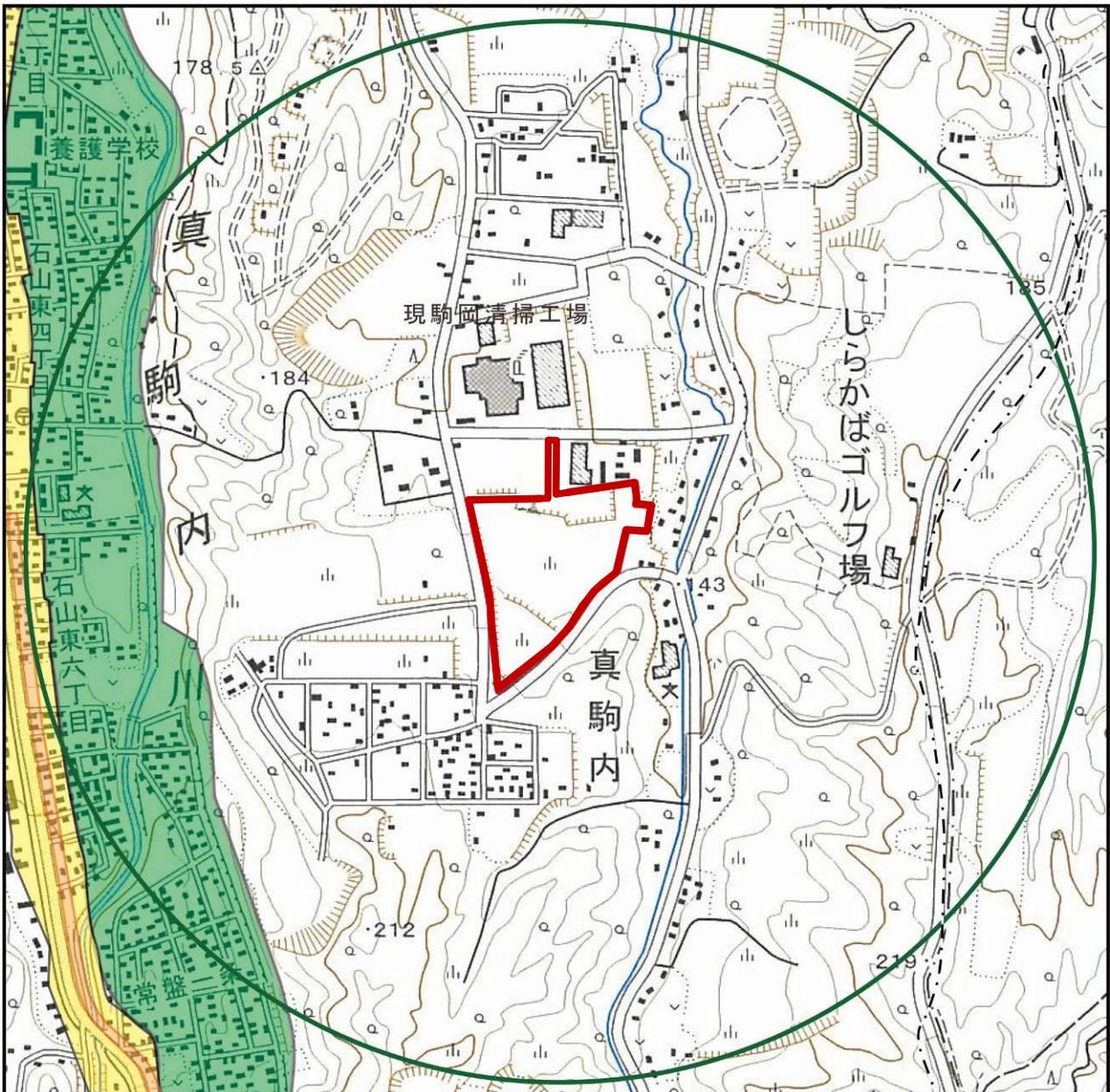
基準値（デシベル）	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 以下	65 以下

備考) 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
 ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル
 2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

平成10年9月30日 環境庁告示第64号

平成24年3月30日 環境省告示第54号

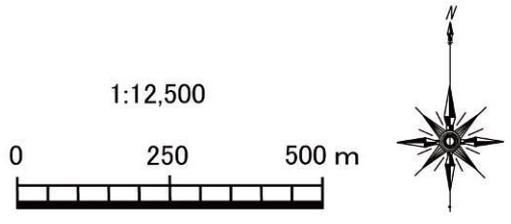
平成24年3月30日 札幌市告示第722号



凡 例	
	事業実施区域
	区界
	影響範囲（騒音・振動）
	A 類型
	B 類型

図 3-3-2-1
騒音に係る環境基準類型指定地域図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



3) 水質

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する環境基準を表 3-3-2-5 に、生活環境の保全に関する環境基準を表 3-3-2-6 に示す。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、利水目的に応じて知事が指定する水域類型ごとに適用される。

水生生物の保全に関する環境基準を表 3-3-2-7 に示す。

札幌市内の河川において、平成 27 年 3 月 27 日現在、水生生物保全に係る環境基準の類型指定地点はない。

影響範囲（工事濁水）における水域類型の指定状況を表 3-3-2-8 及び図 3-3-2-2 に示す。精進川全域及び真駒内川全域が河川の環境基準 A 類型に、精進川全域及び真駒内川が流入する豊平川中流が環境基準 B 類型に指定されている。

表 3-3-2-5 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成11年 2月22日 環境庁告示第14号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

平成21年11月30日 環境省告示第78号(1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

平成23年10月27日 環境省告示第94号(カドミウム)

平成26年11月17日 環境省告示第126号(トリクロロエチレン)

表 3-3-2-6 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—
備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。						

- 注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成20年 4月 1日 環境省告示第40号

表 3-3-2-7 水生生物の保全に関する環境基準

項目 類型	水生生物の生息 状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、 生物 A の欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖 場)又は幼稚子の生育 場として特に保全が必 要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高 温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水 域のうち、生物 B の欄 に掲げる水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚 子の生育場として特に 保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

平成15年11月 5日 環境省告示第123号(全亜鉛)

平成21年11月30日 環境省告示第78号

平成24年 8月22日 環境省告示第127号(ノニルフェノール)

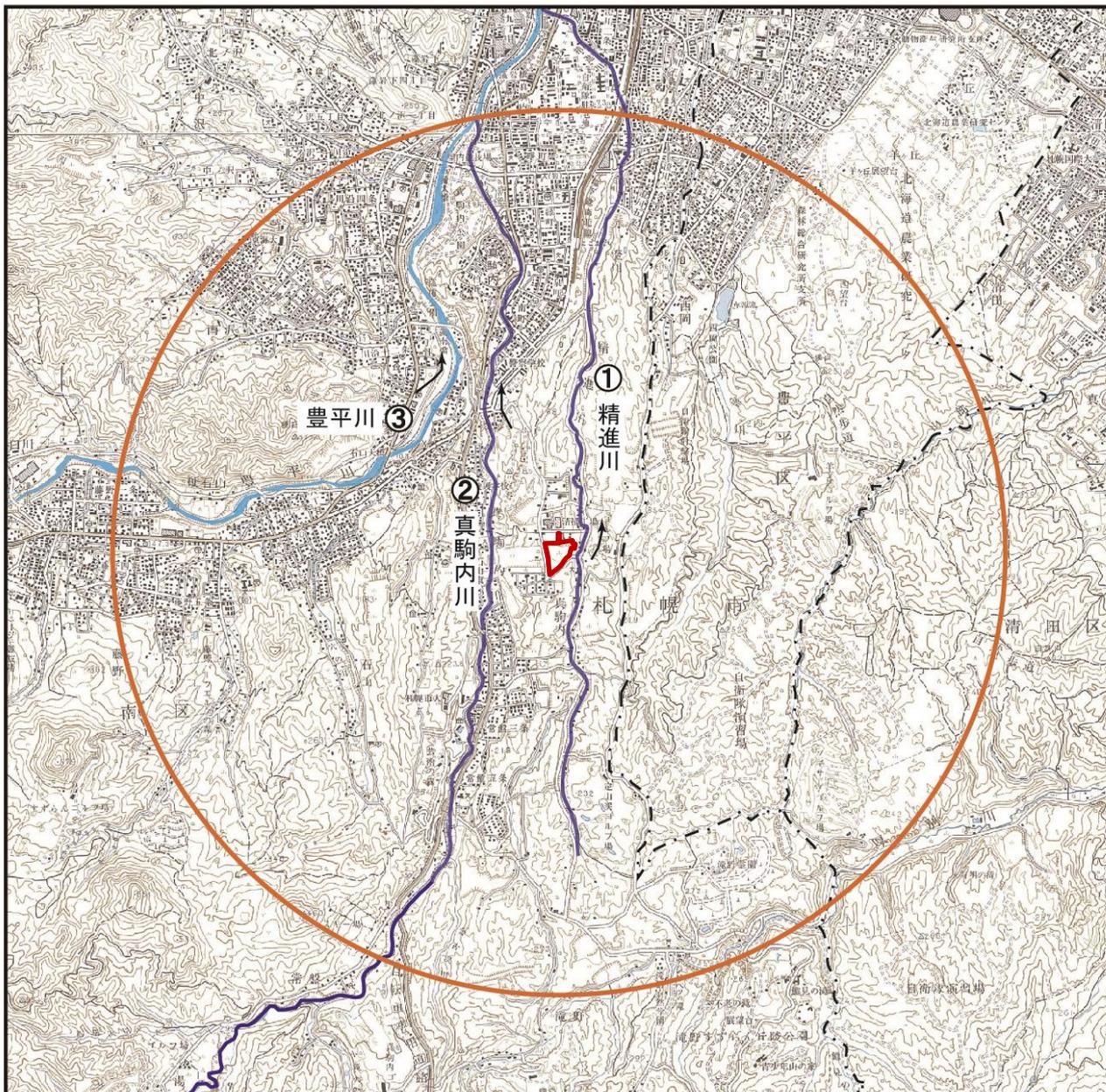
平成25年 3月27日 環境省告示第30号(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

表 3-3-2-8 河川の環境基準類型指定状況

	水域		類型指定	告示年月日
	豊平川	中流		
石狩川	豊平川	中流	B(イ)	1974年5月14日
	精進川	全域	A(イ)	2000年3月31日
	真駒内川	全域	A(ロ)	1974年5月14日

注) 達成期間「イ」は類型指定後直ちに達成すること。

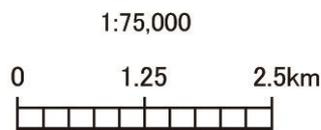
達成期間「ロ」は類型指定後、5年以内で可及的すみやかに達成すること。



凡 例	
	事業実施区域
	区 界
	影響範囲（工事濁水）
	河川（環境基準A類型）
	河川（環境基準B類型）
	流 向
①	精 進 川（全域）
②	真 駒 内 川（全域）
③	豊 平 川（中流）

図 3-3-2-2
河川の環境基準類型指定状況図

注：この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（札幌、石山）を縮小して使用したものである



出典：北海道環境生活部「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況」（平成27年3月27日現在）

4) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-9 に示す。

なお、次の土壌については、環境基準を適用しない。

- ① 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所
- ② 原材料の堆積場
- ③ 廃棄物の埋立地その他の土壌環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌

表 3-3-2-9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考) 1	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。
2	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3	「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

平成 3年 8月23日 環境庁告示第46号

平成22年 6月16日 環境省告示第37号(カドミウム)

平成26年 3月20日 環境省告示第44号(1,1-ジクロロエチレン)

平成28年 3月29日 環境省告示第33号(クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,4-ジオキサン)

5) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3-3-2-10 に示す。地下水の環境基準は、すべての地下水に適用される。

表 3-3-2-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

平成 9年 3月13日 環境庁告示第10号(地下水)

平成11年 2月22日 環境庁告示第14号(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素)

平成21年11月30日 環境省告示第79号(塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン)

平成23年10月27日 環境庁告示第95号(カドミウム)

平成26年11月17日 環境庁告示第127号(トリクロロエチレン)

平成28年 3月29日 環境庁告示第31号(クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー))

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況

1) 大気汚染

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-11 に示す。

表 3-3-2-11 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気の基準値は、年間平均値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

2) 水質の汚濁

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準を表 3-3-2-12(1) 及び表 3-3-2-12(2) に示す。

表3-3-2-12(1) 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 水質の基準値は、年間平均値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

平成14年 7月22日 環境省告示第46号

表3-3-2-12(2) 水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

平成14年 7月22日 環境省告示第46号

3) 土壌汚染

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 3-3-2-13 に示す。

表 3-3-2-13 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌
備考) 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

(3) 公害の防止に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況及び規制基準

1) 大気汚染防止法等に基づく区域の指定状況、規制基準等

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物及び塩化水素に係る排出基準を定めている。

① 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて許容される排出量を表 3-3-2-14 に示す式により、K 値（定数）を用いて算出する。

K 値（定数）は政令で地域ごとに定めており、札幌市の K 値を表 3-3-2-15 に示す。事業実施区域は 4.0 である。

表 3-3-2-14 硫黄酸化物に係る排出基準

項目	単位	排出基準
		硫黄酸化物
廃棄物焼却炉	m ³ /h	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$
q : 温度 0℃、圧力 1 気圧に状態に換算した硫黄酸化物の量(m ³ /h) K : 政令で地域ごとに定める値 He : 上昇補正煙突高さ(m)		

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号
 平成14年 5月15日 環境省令第15号

表 3-3-2-15 政令で地域ごとに定める値（K 値）

区域		K 値
札幌市	札幌市（手稲金山98番地の区域、手稲金山131番地から174番地までの区域、手稲本町592番地及び593番地の区域、手稲平和、手稲西野938番地から1006番地までの区域、手稲福井、山の手、盤渓、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野簾舞、豊滝、小金湯、定山溪、定山溪温泉東1丁目から東4丁目まで、定山溪温泉西1丁目から西4丁目まで並びに有明を除く）の区域	4.0
	上記以外の区域	17.5

昭和49年 3月26日 政令第62号
 昭和51年 9月28日 政令第250号
 昭和51年 9月28日 総理府令第50号

② ばいじん

廃棄物焼却炉の排出口からのばいじんについて、焼却能力ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-16 に示す。

表 3-3-2-16 ばいじんに係る排出基準

令別表第1の項	規則別表第2の項	ばい煙発生施設の種類	焼却能力 (t/h)	排出基準	
				標準酸素濃度 (On) ^{注)} (%)	ばいじん (g/m ³ N)
13	36	廃棄物焼却炉	4 以上	12	0.04
			2~4	12	0.08
			2 未満	12	0.15

注：On は施設ごとに定める標準酸素濃度 On(%)
 昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号
 平成10年 4月10日 総理府令第27号

③ 窒素酸化物

廃棄物焼却炉の排出口からの窒素酸化物について、施設の規模ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-17 に示す。

表 3-3-2-17 窒素酸化物に係る排出基準

令別表 第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 ^{注1} (万 m ³ N/h)	排出基準	
				標準酸素濃度 (On) ^{注2} (%)	窒素酸化物 (ppm)
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続)	4 以上	12	450
			4 未満	12	450
	②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉) ^{注3}	4 以上	12	250
			4 未満	12	700
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉、①②以外)	4 以上	12	250
			4 未満	12	250
	④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4 以上	12	250

注1：規模は、最大定格排出ガス量(温度が0℃であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量)を示す。

注2：On：施設ごとに定める標準酸素濃度 On(%)

注3：特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

平成14年 5月15日 環境省令第15号

④ 塩化水素

廃棄物焼却炉の排出口からの塩化水素について定められている排出基準を表 3-3-2-18 に示す。

表 3-3-2-18 塩化水素に係る排出基準

令別表 第1の項	ばい煙発生施設の種類	単位	排出基準
			塩化水素
13	廃棄物焼却炉	mg/m ³ N	700

注：酸素濃度12%換算値である。

昭和46年 6月22日 厚生省、通産省令第1号

⑤ 水銀

廃棄物焼却炉の排出口からの水銀について、施設の規模ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-19 に示す。

表 3-3-2-19 水銀に係る排出基準

施設の種類	規模	排出基準	
		標準酸素濃度 (On) ^{注1} (%)	水銀 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)
ごみ処理施設(焼却施設)	火格子面積が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上	12	30
汚泥(PCB 処理物であるものを除く。)の焼却施設		12	30
廃油類(廃 PCB 等を除く。)の焼却施設		12	30
廃プラスチック類(PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。)の焼却施設		12	30
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい煙施設		12	30
廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の熔融施設		12	30
廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設		12	30
産業廃棄物焼却施設		12	30
廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切りなし	12	50

注：On は施設ごとに定める標準酸素濃度 On(%)

平成28年 9月26日 環境省令第22号

2) 騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する騒音の規制基準を表 3-3-2-20 に、特定建設作業によって発生する騒音の規制基準を表 3-3-2-21 に示す。

また、自動車騒音に係る要請限度は、騒音規制法に基づき、表 3-3-2-22 及び表 3-3-2-23 のとおり設定されている。

札幌市ではこれらの規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の騒音規制法に基づく規制区域を図 3-3-2-3 に示す。

事業実施区域は、騒音に係る規制区域外に位置している。

表 3-3-2-20 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種 区域	45 以下	40 以下	40 以下
第 2 種 区域	55 以下	45 以下	40 以下
第 3 種 区域	65 以下	55 以下	50 以下
第 4 種 区域	70 以下	65 以下	60 以下
備考) 第 1 種区域 : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 2 種区域 : 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 第 3 種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 第 4 種区域 : 工業地域			

平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 659 号、660 号

表 3-3-2-21 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(単位：デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1 日 の 作業時間	同一場所に おける作業時間	日曜・休日 の作業
1 号区域	85 以下	午前 7 時～午後 7 時	10 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	行わないこと
2 号区域		午前 6 時～午後 10 時	14 時間を超えないこと		
備考) 1 1 号区域※ : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 2 号区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外					

注：学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内は、1 号区域として定められている。

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号

平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 659 号、661 号

平成 27 年 4 月 1 日 札幌市告示第 756 号

表 3-3-2-22 自動車騒音に係る要請限度

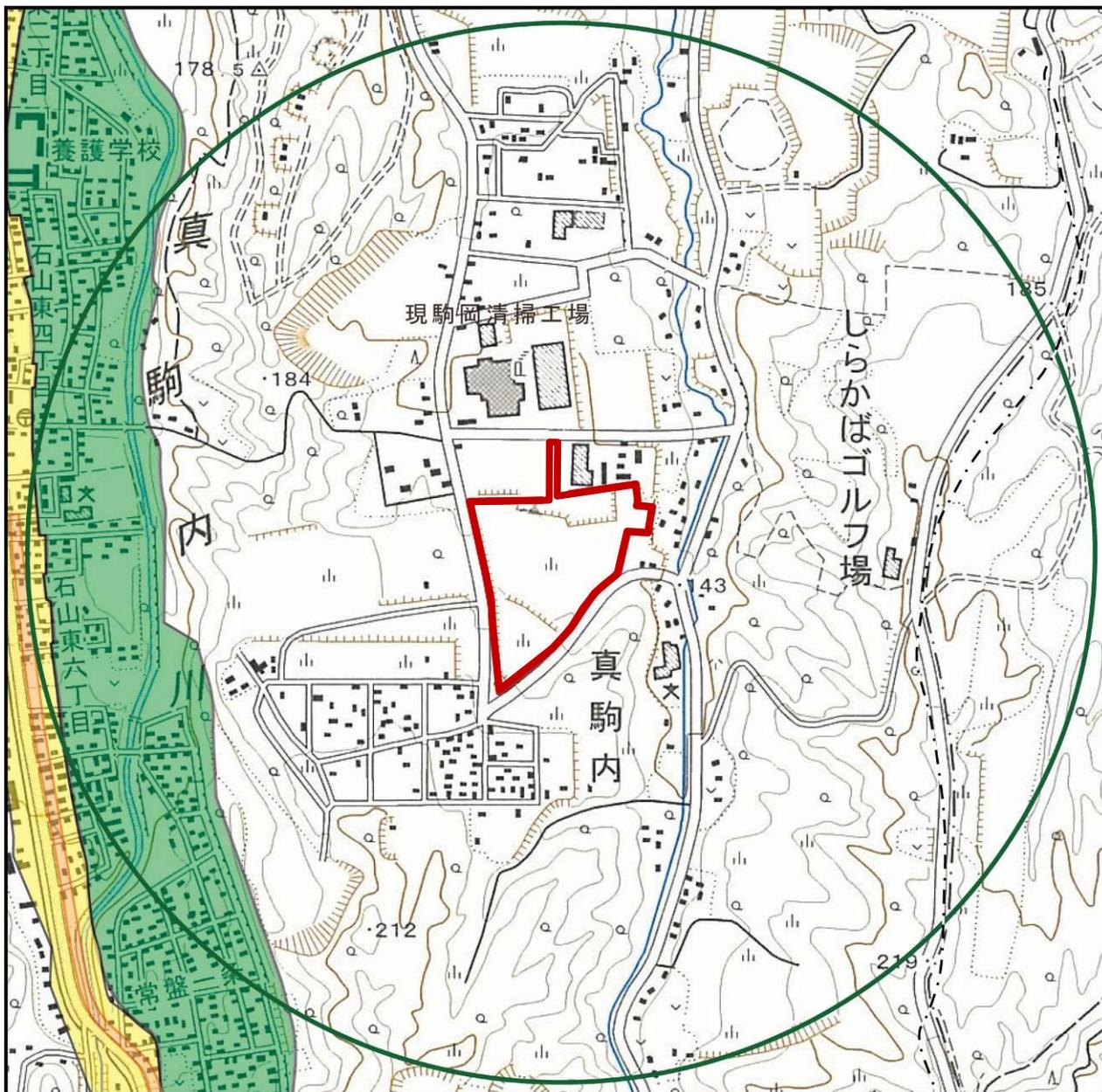
区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考) 1 a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため 必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。			

平成12年 3月 2日 総理府令第15号
平成12年 3月28日 札幌市告示第286号

表 3-3-2-23 自動車騒音に係る要請限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

基準値	
昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
75 デシベル	70 デシベル
備考) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 2 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル 3 2車線を超越する車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル	

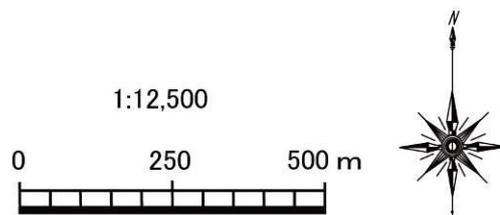
平成12年 3月 2日 総理府令第15号
平成12年 3月28日 札幌市告示第286号



凡 例	
	事業実施区域
	区界
	影響範囲(騒音・振動)
	第 1 種 区 域
	第 2 種 区 域

図 3-3-2-3
騒音規制法に基づく規制区域図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(石山)を拡大して使用したものである



出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成29年度 札幌市環境白書」(平成29年12月)

3) 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する振動の規制基準を表 3-3-2-24 に、特定建設作業によって発生する振動の規制基準を表 3-3-2-25 に示す。

また、道路交通振動に係る要請限度は、振動規制法に基づき、表 3-3-2-26 のとおり設定されている。

札幌市ではこれらの規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定を行っており、影響範囲（騒音・振動）の振動規制法に基づく規制区域を図 3-3-2-4 に示す。

事業実施区域は、振動に係る規制区域外に位置している。

表 3-3-2-24 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル
備考) 1 第1種区域 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第2種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2各区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする。		

平成 7年 8月21日 札幌市告示第663号、第664号

平成27年 4月 1日 札幌市告示第756号

表 3-3-2-25 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(単位：デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1 日 の 作業時間	同一場所に おける作業時間	日曜・休日 の 作業
1号区域	75 以下	午前 7 時～午後 7 時	10 時間を 超えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	行わないこと
2号区域		午前 6 時～午後 10 時	14 時間を 超えないこと		
備考) 1 1号区域※ : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 2号区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外					

注：学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内は、1号区域として定められている。

昭和51年11月10日 総理府令第58号

平成 7年 8月21日 札幌市告示第663号、第665号

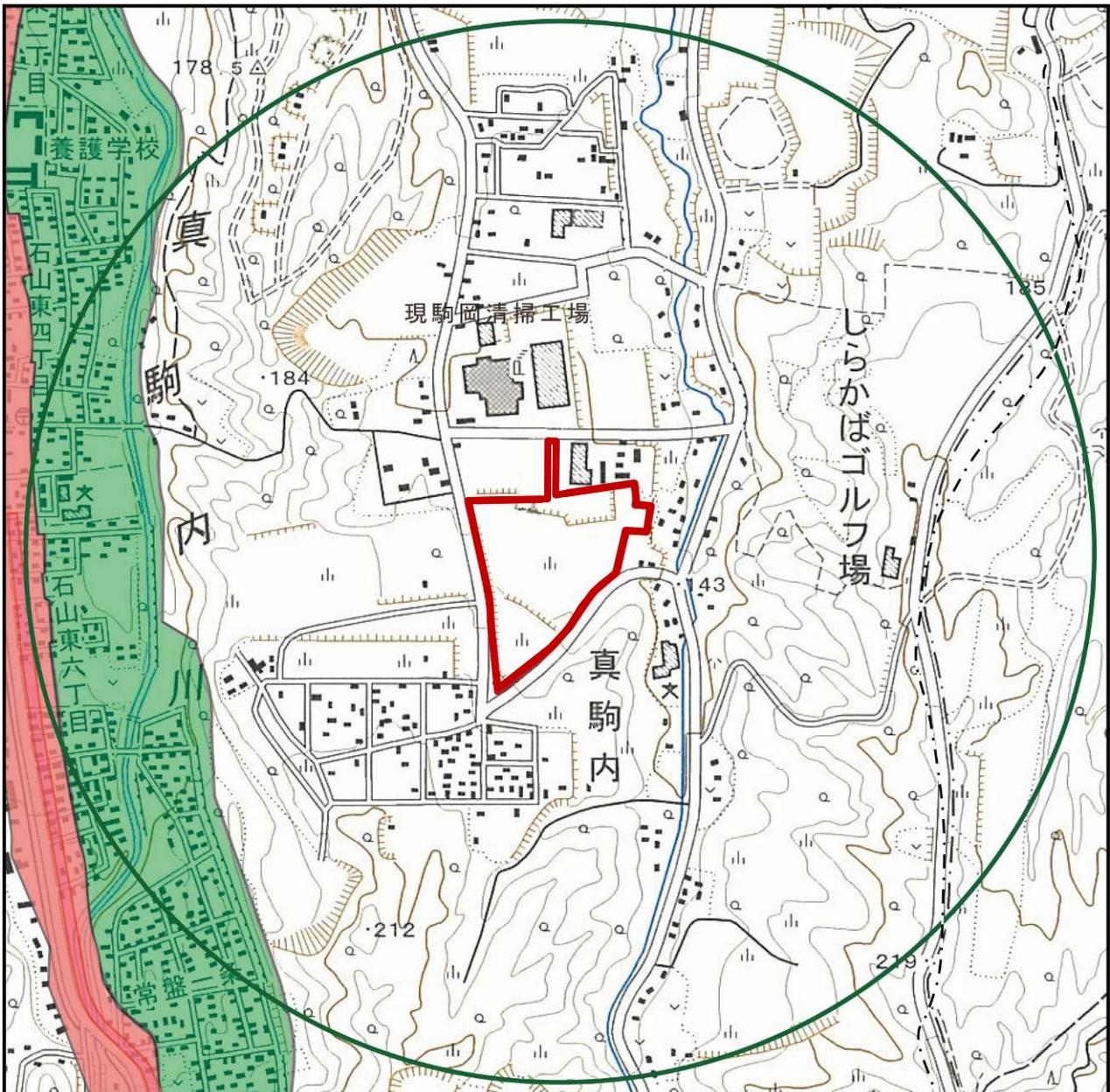
平成27年 4月 1日 札幌市告示第756号

表 3-3-2-26 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル
備考) 第1種区域 : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第2種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

昭和51年11月10日 総理府令第58号

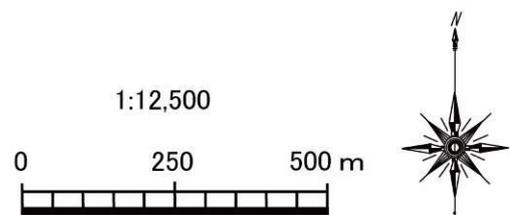
平成 7年 8月21日 札幌市告示第663号、第666号



凡 例	
	事業実施区域
	区 界
	影響範囲（騒音・振動）
	第 1 種 区 域
	第 2 種 区 域

図 3-3-2-4
振動規制法に基づく規制区域図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



4) 水質汚濁防止法に基づく指定水域及び指定地域の指定状況、排水基準等

水質汚濁防止法では、公共用水域に排水を排出する施設を設置している工場等に対して規制を行っており、排出水中の有害物質や生物化学的酸素要求量（BOD）など各種有害物質と生活環境項目について許容限度を設定している。

排水基準には、総理府令で定める一律排水基準と北海道が条例で定める上乘せ排水基準がある。

影響範囲（工事濁水）においては、石狩川水域に係る上乘せ排水基準を定めている。

一律排水基準を表 3-3-2-27 及び表 3-3-2-28 に、また、石狩川水域における上乘せ排水基準を表 3-3-2-29 及び表 3-3-2-30 に示す。

表 3-3-2-27 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物		1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る）		1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物		1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物		1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム
砒素及びその化合物		1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン		1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素		1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン		1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン		1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン		1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン		1 リットルにつき 3 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン		1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン		1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム		1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン		1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ		1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物		1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外	1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム
	海域	1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム
	海域	1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1,4-ジオキサン		1 リットルにつき 0.5 ミリグラム
備考) 1 「検出されないこと」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

昭和46年 6月21日 総理府令第35号

平成19年 6月 1日 環境省令第14号(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物)

平成23年10月28日 環境省令第28号(1,1-ジクロロエチレン)

平成24年 5月23日 環境省令第15号(1,4-ジオキサン)

平成26年11月 4日 環境省令第30号(カドミウム)

平成27年 9月18日 環境省令第33号(トリクロロエチレン)

表 3-3-2-28 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項目		許容限度	日間平均
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外	5.8 以上 8.6 以下	
	海域	5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		160	120
化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		160	120
浮遊物質（単位 1 リットルにつきミリグラム）		200	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) （単位 1 リットルにつきミリグラム）		5	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) （単位 1 リットルにつきミリグラム）		30	—
フェノール類含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		5	—
銅含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		3	—
亜鉛含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		2	—
溶解性鉄含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		10	—
溶解性マンガン含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		10	—
クロム含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		2	—
大腸菌群数（単位 1 立方センチメートルにつき個）		—	3,000
窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		120	60
燐含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		16	8
備考) 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。			
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。			
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。			
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。			
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。			
7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。			

昭和46年 6月21日 総理府令第35号

平成18年11月10日 環境省令第33号

表 3-3-2-29 石狩川水域における上乘せ排水基準（生活環境項目）

(単位：mg/L)

水域	対象業種又は施設	項目	生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質 量(SS)	
			許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
石狩川 水域	肉製品製造業		80	60	70	50
	乳製品製造業(1日当たりの平均的な排水の量が1,000m ³ 以上のものに限る)		80	60	70	50
	紙製造業		—	—	150	110
	パルプ製造業 (クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る)		150	110	120	100
	パルプ製造業 (クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く)		—	—	120	100
	化学肥料製造業		—	—	70	50
	ガス供給業		80	60	70	50
	と畜業 (活性汚泥法により排水を処理するものに限る)		—	—	70	50
	し尿処理施設(昭和46年9月23日以前に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの)		40	30	90	70
	し尿処理施設(昭和46年9月24日以後に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの)		40	30	90	70
	し尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る)		120	90	—	—
	し尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る)		80	60	—	—
	し尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る)		40	30	90	70
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)		—	20	—	70
	下水道終末処理施設(高速散水ろ床法又はモディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)		—	60	—	120
札幌市 の区域 に限る	小麦粉製造業、清涼飲料製造業、めん類製造業、セメント製品製造業、印刷業、金属製品製造業及び自動車整備業(1日当たりの平均的な排水の量が20m ³ 以上50m ³ 未満のものに限る)		160	120	200	150
	洗たく業(1日当たりの平均的な排水の量が20m ³ 以上50m ³ 未満のものに限る)		260	200	200	150
	皮革製造業(1日当たりの平均的な排水の量が20m ³ 以上50m ³ 未満のものに限る)		2,300	1,800	2,000	1,500

昭和47年 4月 3日 北海道条例第27号

平成17年 8月31日 北海道条例第88号

表 3-3-2-30 石狩川水域における上乘せ排水基準（有害物質）

(単位：mg/L)

水域	項目	許容限度	
		対象業種	シアン化合物
石狩川水域	特定金属鉱業		シアン 0.6

昭和47年 4月 3日 北海道条例第27号

平成17年 8月31日 北海道条例第88号

平成26年12月24日 北海道条例第109号

5) 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

札幌市においては、平成10年7月から臭気指数による悪臭規制を行っている。

工場等の敷地境界及び気体排出口における規制基準を表 3-3-2-31 に、排水水における規制基準を表 3-3-2-32 に示す。

なお、札幌市では都市計画法に基づく都市計画区域全域を悪臭規制地域に指定しており、図 3-3-2-5 のとおり事業実施区域を含んでいる。

表 3-3-2-31 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（気体）

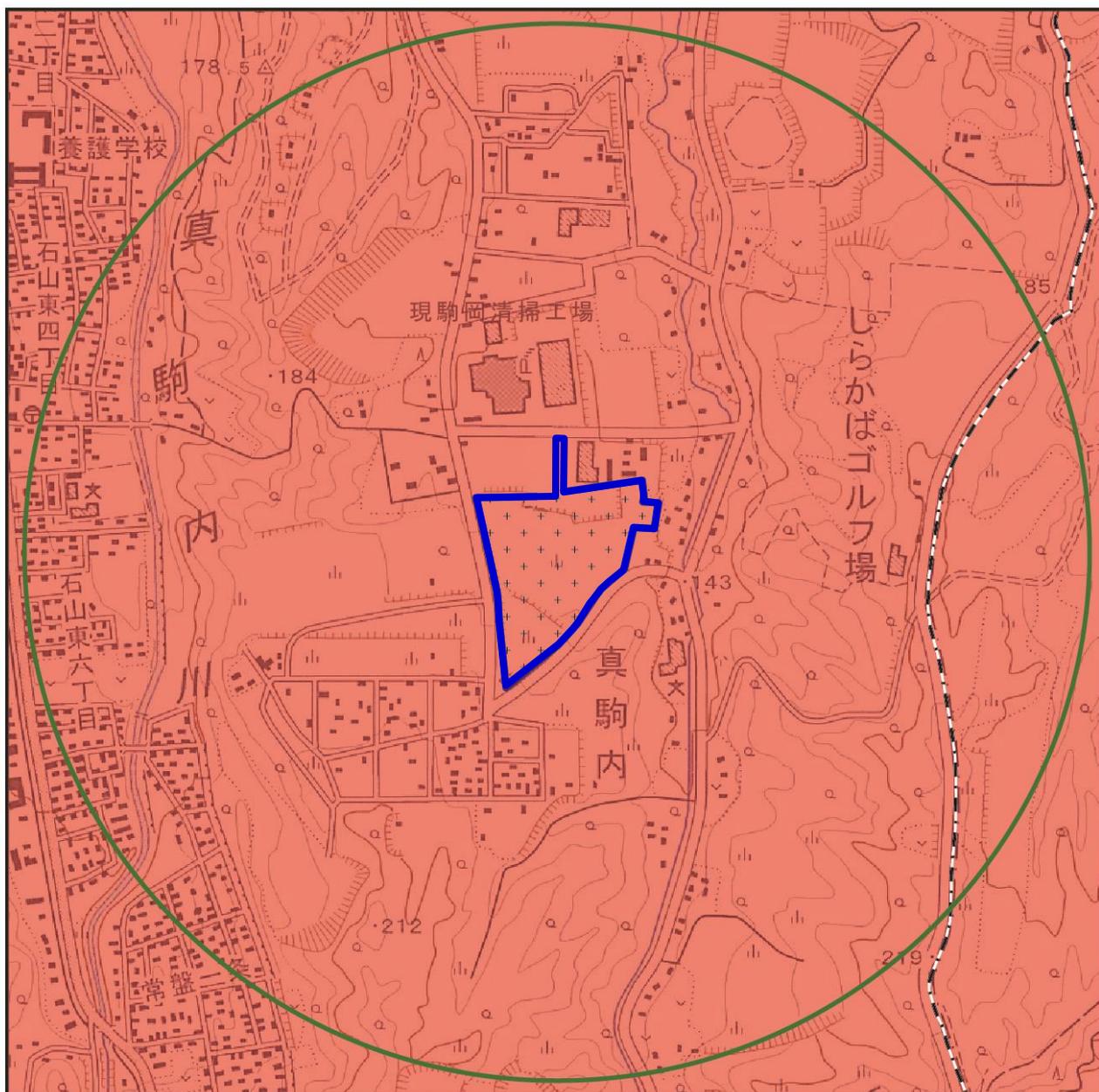
規制箇所	規制基準
工場等の敷地境界	臭気指数 10
工場等の気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度又は臭気指数
注：1 臭気指数とは臭いのある空気は無臭の空気まで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。 $Z = 10 \log Y$ Y：臭気濃度 Z：臭気指数 2 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。	

平成10年 5月25日 札幌市告示第581号（敷地境界）
 平成11年 9月 9日 札幌市告示第909号（気体排出口）

表 3-3-2-32 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（排水水）

規制対象	規制基準
排水水	臭気指数 26
注：排水水の臭気指数は、悪臭防止法第4条第2項第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める式により算出する。 $I_w = L + 16$ I _w ：排水水の臭気指数 L：悪臭防止法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値（臭気指数 10）	

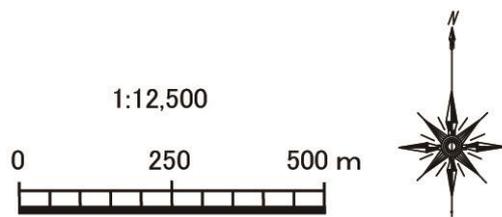
平成13年 3月 7日 札幌市告示第230号



凡 例	
	事業実施区域
	影響範囲（施設漏洩悪臭）
	区 界
	規制地域（都市計画区域全域）

図 3-3-2-5
悪臭防止法に基づく規制地域図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成29年度 札幌市環境白書」（平成29年12月）

6) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準等

① 大気汚染

廃棄物焼却炉の排出口からの排出ガス中のダイオキシン類について、焼却能力ごとに定められている排出基準を表 3-3-2-33 に示す。

表 3-3-2-33 ダイオキシン類に係る排出基準（排出ガス）

特定施設の種類		焼却能力 (t/h)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火床面積が0.5m ² 以上、又は 焼却能力が50kg/h以上	4 以上	0.1
		2～4	1
		2 未満	5
備考) 許容限度は温度が零度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。			
注: TEQ とは毒性等価換算濃度のことで、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い 2,3,7,8-TCDD の量に換算したものをいう。			

平成11年12月27日 総理府令第433号

平成17年 8月15日 環境省令第 15号

② 水質

特定施設の排出水中のダイオキシン類について定められている水質の排出基準を表 3-3-2-34 に示す。

表 3-3-2-34 ダイオキシン類に係る排出基準（排水）

特定施設の種類	水質排出基準 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10
注: TEQ とは毒性等価換算濃度のことで、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い 2,3,7,8-TCDD の量に換算したものをいう。	

平成11年12月27日 総理府令第67号

平成17年 8月15日 環境省令第15号

7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準は、表 3-3-2-35 のとおりである。

表 3-3-2-35 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準

	内容
イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設 ^{注1} にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設 ^{注2} にあつては、この限りでない。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。
ニ	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄 ^{注3} に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。
ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。

昭和46年9月23日 厚生省令第35号

平成28年7月29日 環境省令第19号

注：1	<p>熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例</p> <p>第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収（廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
注：2	<p>焼却施設</p> <p>イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p>		
注：3	<p>廃棄物焼却炉</p> <p>火床面積が0.5m^2以上、又は 焼却能力が50kg/h以上</p>	<p>焼却能力 (t/h)</p> <p>4 以上</p> <p>2～4</p> <p>2 未満</p>	<p>排出基準 (ng-TEQ/m^3N)</p> <p>0.1</p> <p>1</p> <p>5</p>

8) 下水道法に基づく排水基準

現駒岡清掃工場は、特定事業場（下水道法の特定施設である焼却施設を設置している事業場）に該当する。

特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を表 3-3-2-36 に示す。

表 3-3-2-36 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム以下
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム以下
有機燐化合物	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム以下
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム以下
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム以下
ダイオキシン類	1 リットルにつき 10 ピコグラム以下
フェノール類	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
銅及びその化合物	1 リットルにつき銅 3 ミリグラム以下
亜鉛及びその化合物	1 リットルにつき亜鉛 2 ミリグラム以下
鉄及びその化合物(溶解性)	1 リットルにつき鉄 10 ミリグラム以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	1 リットルにつきマンガン 10 ミリグラム以下
クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロム 2 ミリグラム以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1 リットルにつき 380 ミリグラム以下
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
浮遊物質	1 リットルにつき 600 ミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
窒素含有量	1 リットルにつき 240 ミリグラム未満
燐含有量	1 リットルにつき 32 ミリグラム未満
よう素消費量	1 リットルにつき 220 ミリグラム未満
温度	45℃未満

昭和34年 4月22日 政令第147号

平成24年 5月23日 政令第148号(1,4-ジオキサン)

平成26年11月19日 政令第364号(カドミウム)

平成27年10月 7日 政令第360号(トリクロロエチレン)

9) 札幌市生活環境確保に関する条例に基づく規制基準等

廃棄物焼却炉の排出口からのばいじんについて定められている排出基準を表 3-3-2-37 に示す。

表 3-3-2-37 ばいじんに係る排出基準

ばい煙発生施設の種類	規模	排出基準
		ばいじん(g/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 0.25m ² 以上であるもの又は一次燃焼室容積が 0.25m ³ 以上であるもの	0.15

平成15年 2月 3日 規則第4号